

事務連絡
令和7年5月27日

各都道府県電気料金支援等担当課 御中

経済産業省 資源エネルギー庁
電力・ガス事業部 電力産業・市場室

「重点支援地方交付金」を活用した電気料金支援の継続のお願い

日頃より資源エネルギー行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

また、各地方公共団体におかれましては、地域の実情に応じたエネルギー価格の高騰に対する支援として、特別高圧を使用する中小企業への料金支援等を講じていただいております、その点につきましても重ねて御礼申し上げます。

2023年に措置された「重点支援地方交付金」については、令和6年11月に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき拡充が行われましたが、今回、令和7年度予備費を活用し「重点支援地方交付金」の増額（推奨事業メニュー分：1,000億円）が措置されました。

引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、「重点支援地方交付金」については、これまで示してきた推奨事業メニューの取組を継続しつつ対策を講じていただけますよう、よろしく願いいたします。

なお、これまで示してきた推奨事業メニューを参考まで抜粋としてお示しします。

また、併せて、検討の際の参考として、一部地方公共団体で講じられた活用事例を添付いたしますので、ご参照いただければと思います（別添）。

（「重点支援地方交付金」の推奨事業メニューより抜粋）

⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

（令和5年3月28日付の事務連絡で例示した内容）

① 特別高圧で受電する中小企業等

特別高圧で受電する中小企業等、特別高圧で受電する工業団地や商業施設等に入居する中小企業等。中小企業で特別高圧を受電している業種の例としては、鋳物、鍛造、製鐵、繊維、セメント等があげられる。

② 商店街の街路灯等

商店街灯、防犯灯等 ※一般的に低圧で受電

③ 特別高圧で受電する工業用水道

なお、足下の物価高に対応する観点から、令和7年度予備費を措置し、暑くなる夏への対応として、電力使用量が増加する7月、8月、9月の3か月について、電気・ガス代を支援することとしており、具体的には、一般家庭や中小企業の多くが含まれる低圧と高圧については一律に支援をいたします。

各都道府県におかれましては、関係部局及び都道府県内の各市区町村に対してもこの旨周知いただきますようよろしくお願いいたします。

【添付資料】

(別添) 特別高圧を使用する中小企業等に対する支援の参考事例

(照会先)

経済産業省 資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 電力産業・市場室

担当 加畑・瀬野

直通 03-3501-1748